

福島市公告第108号

福島市「書かないワンストップ窓口」システム構築業務委託
事業者募集手続き開始について

福島市「書かないワンストップ窓口」システム構築業務事業者を下記のとおり募集します。

令和7年4月16日

福島市長 木幡 浩

記

1 業務概要

(1) 業務名

福島市「書かないワンストップ窓口」システム構築業務委託

(2) 業務内容

ア 業務内容 『福島市「書かないワンストップ窓口」システム構築業務委託仕様書』
のとおり

イ 業務場所 福島市五老内町3番1号及び福島市の指定する場所

(3) 業務の期間

契約締結日（令和7年6月下旬頃を予定）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 事業費上限額

41,978,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げる条件のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 参加表明時において、福島市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (4) 福島市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (5) 業務の一部を再委託する場合は、再委託事業者が上記（1）～（4）を満たすこと
- (6) 参加事業者から本業務の一部の再委託を受ける事業者でないこと

- (7) 人口10万人以上の自治体に対し、提案するシステムパッケージを導入した実績があること。なお、提供可能なシステムパッケージが新製品である場合は、当該新製品の前身であるシステムパッケージの納入実績も含めるものとする。
- (8) 参加表明時において、デジタル庁「ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口DXSaaS提供業務及び運用保守業務委託」公募の採択事業者であること
- (9) 情報セキュリティについて、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマークのいずれかを取得していること
- (10) 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされているもの（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと

3 参加手続き等

『福島市「書かないワンストップ窓口」システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領』及び『福島市「書かないワンストップ窓口」システム構築業務委託仕様書』を確認の上、必要書類を期限までに提出すること。

なお、当該実施要領、仕様書その他申請に必要な書類等については、福島市ホームページに掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

4 事業者選定方法

『福島市「書かないワンストップ窓口」システム構築業務事業者選定委員会』において、提出書類及びプレゼンテーションの採点結果をもとに、契約候補者及び次点者を決定する。

5 担当部局

住所 〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市市民・文化スポーツ部スマート窓口推進課（担当：菅野、高橋）

連絡先：024-535-7311

電子メール：smart@mail.city.fukushima.fukushima.jp